

京都市告示第 183 号

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、美化推進強化区域を指定したので、同条第 3 項の規定により、次のように告示し、関係図書を縦覧に供します。

この告示は、平成 17 年 5 月 1 日から施行します。

平成 17 年 4 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 指定区域

(1) 新たな指定区域

区域の名称	区 域
四条大宮区域	中京区 錦大宮町、壬生坊城町及び壬生賀陽御所町の各一部 下京区 四条大宮町、唐津屋町、立中町及び下り松町の各一部

(2) 既定の指定区域の拡張

区域の名称	区 域 の 拡 張 部 分
栗田口・清水区域	東山区 祇園町南側、清井町、大和町、亀井町、博多町、小松町、月見町及び毘沙門町の各一部
油小路区域	南区 西九条柳ノ内町、西九条東柳ノ内町、西九条仏現寺町、東九条松田町、東九条南松田町、上鳥羽銚立町、上鳥羽南銚立町及び上鳥羽尻切町の各一部 伏見区 竹田向代町、竹田向代町川町、竹田流池町、竹田中島町、竹田西内畑町及び竹田真幡木町の各一部

2 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市環境局事業部まち美化推進課

(環境局事業部まち美化推進課)